

育児休業等代替職員・ 任期付短時間勤務職員 登録案内 【埼玉県教育委員会】

埼玉県教育委員会では、県内の県立学校や市町村立学校（さいたま市立学校を除く。）における「育児休業等代替職員」、「任期付短時間勤務職員」の候補者の登録を行っています。

学校事務等については、登録試験を実施し、その合格者を採用候補者として登録します。

受付期限	試験日
令和6年1月22日（月）午前10時	令和6年2月4日（日）

※申込みは電子申請とします。

【お問合せ】

埼玉県教育局市町村支援部 教職員採用課 採用試験担当

住 所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電 話：048（830）6795

E-mail：a6790-01@pref.saitama.lg.jp

問合せ受付時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時

※土曜日・日曜日・祝日を除く。

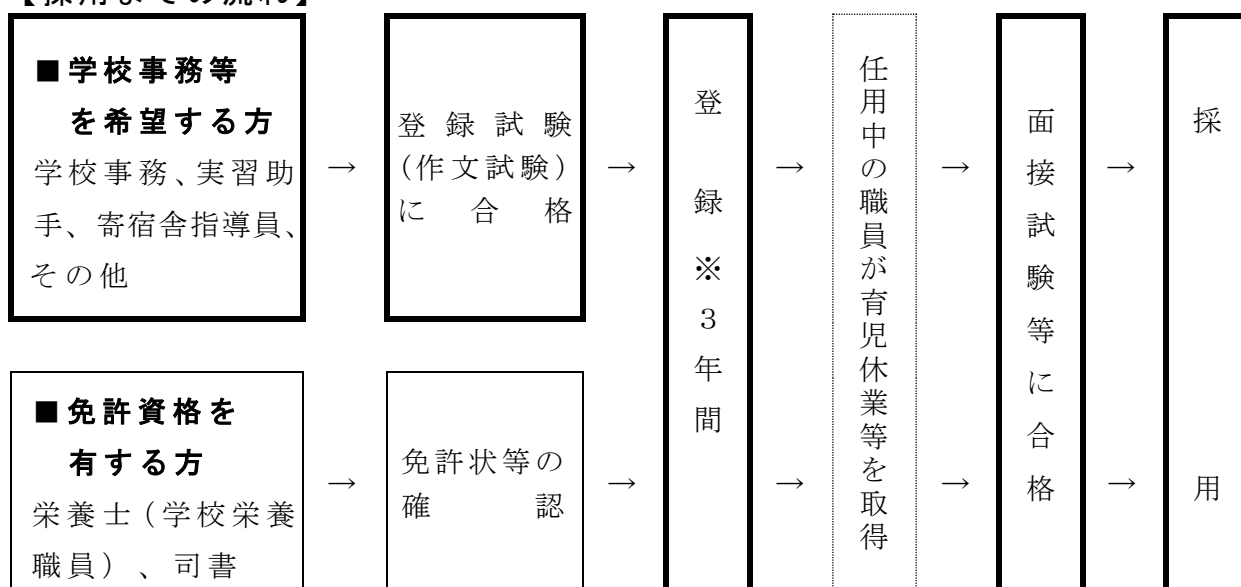
1 育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員について

育児休業等を取得する職員の代替として任期を定めて勤務していただく職員を「**育児休業等代替職員**」、育児短時間勤務を行う職員の代替として勤務していただく職員を「**任期付短時間勤務職員**」といいます。

どちらの職員についても、登録試験を経て採用候補者として名簿に登録されたのち、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員がいた場合に、希望勤務地域等を考慮の上、面接試験等を実施し、合格者を採用します。

そのため、**登録されても、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。**

【採用までの流れ】



※ 「育児休業等」とは、育児休業や配偶者同行休業といった、法律及び条例に基づき任期付の代替職員を採用することができる制度を指します。

※ 採用された方の任期は職員の育児休業等、育児短時間勤務の期間によりますが、**1回の任期は育児休業等代替職員で3年未満、任期付短時間勤務職員で最長1年（職員の育児短時間勤務の状況に応じて更新の場合あり）**となります。

※ 一度登録された方は、取消しを希望されない限り原則として3年間登録は継続されますので、1回の任期が終了しても、名簿登録有効期間内に別の育児休業等を取得する職員がいた場合は、再び勤務していただくこともあります。

※ 県内の県立学校及び市町村立学校（さいたま市を除く。）における欠員補充や、休職等で勤務することができない教職員の代替としての「**臨時的任用教職員**」及び「**非常勤講師**」を随時募集しています。臨時的任用の登録も同時に希望される場合は、埼玉県HP「**臨時的任用教職員等の登録者募集について**」も併せてご参照ください。

2 登録区分・主な職務内容及び勤務予定先

登録区分	主な職務内容等	勤務予定先
学校事務等	・学校事務（庶務、経理、調査等）	・県立学校 ・市町村立学校 （さいたま市を除く）
	・実習助手（実験実習補助や薬品の管理等） ・寄宿舎指導員（特別支援学校寄宿舎における入舎生への日常生活の世話及び生活指導） ・その他（環境整備、調理、農務、介助）	・県立学校

県立学校：県立の中学校、高等学校又は特別支援学校

市町村立学校：市町村立（さいたま市を除く）の小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校

3 登録資格

登録区分	生年月日等	要件
学校事務等	平成18年4月1日以前に出生した者 （令和6年4月1日現在18歳以上）	・登録試験に合格した方

- ※ 学校事務（庶務、経理、調査等）で県立学校を希望する者は、日本国籍が必要です。
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当する者は登録できません。
- ※ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は登録できません。

<欠格事項>

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・埼玉県職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込手続

<p>申込方法</p>	<p>埼玉県電子申請・届出サービスに利用者登録の上、電子申請により申込み</p> <p>※下の二次元コードから Web にアクセスしてください。 https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=63793</p>  <p><手順></p> <p>①電子申請・届出サービスにアクセス</p> <p>②必要事項を入力完了後、内容を確認して申込み 申請が完了しましたら「整理番号」と「パスワード」が発行され、メールで通知されます。「整理番号」と「パスワード」は受験票等のダウンロード時に必要ですので必ず控えてください（利用者登録をしていれば、「整理番号」と「パスワード」がなくても照会が可能です。）。</p> <p>③受験票及び健康状態申告書のダウンロード 教職員採用課にて入力内容を確認の上、不備のない場合は、令和6年1月26日（金）までに埼玉県電子申請・届出サービス上で受験票及をPDF形式で発行します。御登録いただいた連絡先メールアドレスに受験票等発行通知メールを送りますので、各自、埼玉県電子申請・届出サービスの「申込内容照会」画面から受験票をダウンロードしてください。なお、ダウンロードには、申込時に通知された「整理番号」と「パスワード」が必要です（利用者登録した方を除く。）。 ※ご自身の迷惑メールの設定等によりメールが届かない場合がありますが、埼玉県電子申請・届出サービス上で状況を確認できます。</p>
<p>受付期限</p>	<p>令和6年1月22日（月）午前10時</p>
<p>試験日</p>	<p>令和6年2月4日（日） 後日発行される受験票に記載の時間に集合してください。</p>
<p>会場</p>	<p>埼玉会館 さいたま市浦和区高砂3-1-4 JR「浦和駅」下車 西口から徒歩約6分</p>
<p>合格発表</p>	<p>令和6年2月22日（木）午前10時以降</p>

※ インターネット出願において、使用する機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕をもって出願してください。

5 試験種目・携行品等

試験種目	試験時間	試験内容
作文試験	60分	文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。

- ＜携行品＞
- ①筆記用具（HBの鉛筆又はシャープペンシル）
 - ②時計（携帯電話等通信機能のあるものは不可）
 - ③受験票（埼玉県電子申請・届出サービスからダウンロード）
令和6年1月26日（金）までに埼玉県電子申請・届出サービス上で受験票をPDF形式で発行します。各自ダウンロードして印刷の上、持参してください。

6 選考結果の通知

- ・合格発表日（前頁参照）に、受験者全員に通知を送ります。
- ・同日午前10時以降に教職員採用課のホームページに合格者の受験番号を掲載します。
- ・可否についての照会には応じられません。

7 登録後採用されるまで

学校事務等を希望する方は登録試験合格後、採用候補者名簿に登録されます（登録された旨の連絡をいたします。）。登録者の中から、希望勤務地域等を考慮の上、さらに面接試験等を実施し、合格者が採用されます。

なお、**職員の育児休業等の状況によっては採用されない場合もあります。**

名簿登録有効期間は、名簿登録日から3年間です。ただし、欠格事項に該当するなど、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。

8 採用されてから

【育児休業等代替職員】

(1) 任用期間

職員の育児休業等の取得期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は、概ね6月以上3年未満ですが、採用時に決定することとなります。

(2) 給与

	学校事務
大学卒	192,000円
短大卒	180,000円

上記のほかに、条例に基づき支給要件に該当する人には通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、時間外勤務手当等が支給されます。

(注1) 各人の経歴により、この金額に所定の額が加算されます。

(注2) この給与の額は、現時点で予定しているもので、採用時までに給与改定があった場合はそれによります。

(3) 勤務時間・休暇等

ア 原則として、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分（勤務時間の割振り（休憩時間等）は、各所属の実情に応じ所属長が行います。）

イ 休暇は、任期に応じて最大年間20日の年次休暇及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇があります。

ウ 公立学校共済組合の組合員となり、短期給付事業（民間の健康保険に相当）・長期給付事業（厚生年金保険等）の対象となるとともに、掛金の負担が生じます。

(4) その他

育児休業等代替職員としての採用は、埼玉県教育委員会の職員（任期の定めのない）としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

【任期付短時間勤務職員】

（１）任用期間

職員の育児短時間勤務を行う期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は、最長１年ですが、職員が育児短時間勤務を行う期間に応じて、更新されることもあります。

（２）給与

任期付短時間勤務職員の給料月額、過去の職務経験などから決定される給料月額（週 38 時間 45 分勤務）に、１週間に勤務する時間に応じた割合をかけて算出します。

（例）学校事務

	週 14 時間 10 分勤務	週 19 時間 10 分勤務
大学卒	約 70,000 円	約 95,000 円
短大卒	約 65,000 円	約 89,000 円

上記のほかに、条例に基づき支給要件に該当する人には通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、時間外勤務手当等が支給されます（扶養手当、住居手当、退職手当等は支給されません。）。

（注 1）各人の経歴により、この金額に所定の額が加算されます。

（注 2）この給与の額は、現時点で予定しているもので、採用時までに給与改定があった場合はそれによります。

（３）勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、職員の育児短時間勤務状況に応じて、週 14 時間 10 分から 19 時間 20 分の間となります。具体的な勤務曜日や勤務時間については、個別に決定します。

イ 休暇は、勤務形態や 1 週間当たりの勤務時間等に応じて与えられます。

（４）民間企業等への従事（兼業）を希望する場合

任期付短時間勤務職員は、勤務に支障がない場合で、教育委員会の許可を得た場合に限り、民間企業等で勤務することができます。

（５）その他

任期付短時間勤務職員としての採用は、埼玉県職員（任期の定めのない）としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。



埼玉県マスコット さいたまっち&コバトン